

1月1日現在の住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。

〔4 所得から差し引かれる金額〕の計算方法

①申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄に記入してください。

②下の説明を参考に、それぞれの控除額を計算し「4 所得から差し引かれる金額」のあてはまる番号に転記してください。

●医療費控除…支払った医療費(年間)をもとに計算してください。

＜セルフメディケーション税制については4ページ下部をご参照ください＞

Table with 2 columns: 医療費控除 (A-G) and 本人又は生計を一にする配偶者... (27)

※ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します

●社会保険料控除…支払った保険料をそのまま控除することができます。

本人又は生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、社会保険の任意継続、国民年金、厚生年金、雇用保険などの社会保険料を支払った場合

●小規模企業共済等掛金控除…支払った保険料をそのまま控除することができます。

小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合

●生命保険・地震保険料控除…支払った保険料(年間)をもとに計算してください。

Table with 2 columns: A (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等) and B (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)

本人又は配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合(最高限度額7万円)

●計算例(申告書記載例の場合)

- ①新生命保険料 85,000円→28,000円(限度額)
②新個人年金保険料の計 30,000円×1/2+6,000円=21,000円
③介護医療保険料の計 30,000円×1/4+14,000円=22,500円
④旧生命保険料 52,000円×1/4+17,500円=30,500円
⑤旧個人年金保険料 105,000円→35,000円(限度額)

●一般生命保険料控除=30,500円
●個人年金保険料控除=35,000円
●介護医療保険料控除=21,000円

Table with 2 columns: A (支払った保険料の金額) and B (支払った保険料の金額)

①～⑤の区分ごとに、上の表により控除額を計算して、それぞれ下の「控除額」欄に記入してください。

①新生命保険料控除額
④旧生命保険料控除額
両方ある場合 ①+④
(限度額28,000円)

②新個人年金保険料控除額
⑤旧個人年金保険料控除額
両方ある場合 ②+⑤
(限度額28,000円)

③介護医療保険料控除額

Table with 2 columns: A (地震保険料の計) and B (旧長期損害保険料の計)

本人又は生計を一にする配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産に対する保険や共済の契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補填する地震保険料を支払った場合(最高限度額2.5万円)

2つの控除額の合計を記入(限度額25,000円)

表面

〔表面の書き方〕

「1 収入金額等」欄から順に記入してください

Table for surface writing: 収入金額等 (1-4), 所得金額 (1-4), 所得から差し引かれる金額 (1-4)

給与(パート・アルバイト)収入のある方

Table 1: 給与(パート・アルバイト)収入のある方 (源泉徴収票)

●源泉徴収票【表1】の「支払金額」(複数ある場合は合計した金額)を「1 収入金額等」のカへ記入してください。
●源泉徴収票がない場合は申告書裏面の「6給与所得の内訳」【表2】に内訳を記入してください。

Table 2: 給与所得の内訳 (月給、勤続日数、月収)

●所得金額は右の【表3】により算出します。
●申告書裏面に記載欄があります

Table 3: 給与所得の速算表 (給与等の収入金額の合計額)

※手取り金額ではなく、社会保険料や所得税が引かれる前の金額(総支給額)を記入してください。
【所得金額調整控除】
給与収入金額が850万円を超え、次の条件のいずれかに該当する場合、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。
●所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円)×10%
※給与収入金額が1,000万円を超える場合、使用する給与収入金額は1,000万円
ア 本人が特別障害者である場合
イ 22歳以下の扶養親族を有する場合
ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

公的年金収入のある方

Table 4: 公的年金収入のある方 (源泉徴収票)

●源泉徴収票【表4】の「支払金額」(複数ある場合は合計した金額)を「1 収入金額等」のキへ記入してください。
●障害年金や遺族年金は非課税所得ですので、含めないでください。
●所得金額は下の【表5】により算出します。

Table 5: 公的年金等に係る雑所得の速算表 (年齢、収入金額)

【所得金額調整控除】
給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合は所得金額調整控除が適用されます。
●所得金額調整控除額=(給与所得+公的年金等雑所得)-10万円
※給与所得及び公的年金等雑所得がそれぞれ10万円を超える場合は10万円とする。

●医療費控除
セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には「医療費控除」⑦欄の「区分」に「1」と記入してください。

●基礎控除…本人の合計所得に応じてそれぞれ次のとおりとなります。
⑧合計を計算する際は、必ず合めてください。

●人的控除…各種要件により控除額が異なります。

Table for personal deductions: 寡婦控除, ひとり親控除, 障害者控除

生労働控除
給与所得等がある方のうち、本人が生計一にする配偶者以外の所得が10万円以下の方

Table for disability deductions: 障害者控除 (特別障害, 普通障害)

●基礎控除…本人の合計所得に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

⑧合計を計算する際は、必ず合めてください。

Table for basic deductions: 本人の合計所得金額, 控除額

●配偶者(特別)控除
本人と同一生計の配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて次のとおり控除額となります。
なお、合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除は適用されませんが、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、申告書②～④欄の「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」にチェックを入れてください。
また、夫婦が互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

Table for spouse deductions: 配偶者の合計所得金額, 控除額

●扶養控除
本人と生計を一にする配偶者・親族で、前年の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合は、次のおりの控除額となります。

Table for dependent deductions: 区分, 控除額

〔裏面の書き方〕



6 給与所得の内訳
日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

| 月 | 日給 | 勤務日数 | 月収 |
|--------|--------------|------|-------------|
| 1 | 円 | | 100,000 円 |
| 2 | | | 100,000 円 |
| 3 | | | 100,000 円 |
| 4 | | | 100,000 円 |
| 5 | | | 100,000 円 |
| 6 | | | 100,000 円 |
| 7 | | | 100,000 円 |
| 8 | | | 100,000 円 |
| 9 | | | 100,000 円 |
| 10 | | | 100,000 円 |
| 11 | | | 100,000 円 |
| 12 | | | 100,000 円 |
| 賞与等 | | | 200,000 円 |
| 合計 | | | 1,400,000 円 |
| 勤務先名 | 株式会社〇〇〇 | | |
| 勤務先所在地 | 平字△△△△ | | |
| 電話番号 | 0246-xx-0000 | | |

7 事業・不動産所得に関する事項

| 所得の種類 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 | 必要経費 | 青色申告特別控除額 |
|-------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 不動産 | 平字□□□□ | 250,000 円 | 120,000 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

7 事業・不動産所得に関する事項

| | | |
|-------|---|--|
| 事業所得 | 営業所得 | 小売業、製造業、建設業、飲食業などの事業の経営による所得又は大工、左官、外交員、集金人、漁業など |
| | 農業所得 | 米、野菜、果樹、花の栽培、家畜、採卵、肥育、酪農品の生産など |
| 不動産所得 | 家賃、地代、駐車料金、土地や建物を賃貸する場合に受ける権利金、敷金、更新料など | |

8 配当所得に関する事項

| 配当所得の種類 | 所得の生ずる場所 | 支払確定年月 | 収入金額 | 必要経費 |
|---------|----------|--------|------|------|
| | | | 円 | 円 |
| | | | 円 | 円 |
| | | | 円 | 円 |

8 配当所得に関する事項

| | |
|------|-------------------------|
| 配当所得 | 株式の配当金、出資の配当金、剰余金の分配金など |
|------|-------------------------|

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

| 種目 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 | 必要経費 |
|------|----------|-----------|-----------|
| 個人年金 | いわき共済 | 900,000 円 | 840,000 円 |
| | | | |
| | | | |

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

| | |
|-----|------------------------------------|
| 雑所得 | 郵便年金契約、生命保険契約に基づく年金、互助年金、原稿料、講演料など |
|-----|------------------------------------|

10 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

| 給与収入金額 | 特定支出の合計額 | 特定支出の合計額×給与所得控除率×2/1 |
|--------|----------|----------------------|
| 円 | 円 | 円 |

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

| 総合譲渡 | 収入金額 | | 差引金額 (収入金額-必要経費) | 特別控除額 | 所得金額 (差引金額-特別控除額) |
|------|-------------|----|---------------------|-----------|----------------------|
| | 短期 | 長期 | | | |
| 一時 | 2,000,000 円 | | 800,000 円 | 500,000 円 | 300,000 円 |
| 合計 | | | | | 150,000 円 |

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 総合譲渡所得 | 取得の日以後5年以内に譲渡した土地、建物以外の資産(機械、器具など) |
| 一時所得 | 取得の日以後5年を超えて譲渡した土地、建物以外の資産(機械、器具など) |

12 事業専従者に関する事項

| 氏名 | 生年月日 | 明・大 昭・平・令 | 専従者給与 (控除額) | 円 |
|------|------|--------------|----------------|---|
| 1 氏名 | | | 続柄 | 円 |
| 2 氏名 | | | 続柄 | 円 |
| 3 氏名 | | | 続柄 | 円 |

13 事業税に関する事項

| | | |
|--------------------------|-------|--------------|
| 非課税所得など | 所得金額 | 円 |
| 損益通算の特例適用前 の不・動・産・所・得 | 円 | |
| 事業用資産の譲渡損失など | 資産の種類 | 損失額、被災損失額(白) |
| 前年中の開(廃)業 | 開始・廃止 | 月 日 |
| □ 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等 | | |

12 事業専従者に関する事項

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 総合譲渡所得 | 取得の日以後5年を超えて譲渡した土地、建物以外の資産(機械、器具など) |
| 一時所得 | 生命保険・損害保険契約の満期返戻金、競馬・競輪の払戻金など |

所得のなかった方の記入欄(最も該当するもの1つに2を付けてください。)

家族と同居していた

自分の預貯金で生活していた

仕送りで生活していた

生活保護を受給していた

障害・老齢福祉・遺族)年金 1,100,000 円

雇用(失業)保険を受けていた

児童(扶養)手当を受けていた

その他

●昨年中収入がなかった方は、こちらの枠内に昨年の生活状況を記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

| | |
|--------------|---|
| 配当割額控除額 | 円 |
| 株式等譲渡所得割額控除額 | 円 |

総合譲渡所得・一時所得の特別控除は各々最高50万円

15 寄附金に関する事項

| | |
|-----------------|---|
| 都道府県、市区町村分 | 円 |
| 住所地の共同募金会、日本支部分 | 円 |
| 都道府県 | 円 |
| 条例指定分 | 円 |
| 市区町村 | 円 |

16 所得金額調整控除に関する事項

| | | |
|--------------|--------------|------------------|
| 氏名 | 続柄 | 円 |
| 個人番号 | | |
| 生年月日 | 明・大 昭・平・令 | 特別障害者に 該当する場合 |
| 別居の場合 の住所 | | |

12 事業専従者に関する事項

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、所得金額の計算上必要経費とみなされま

す。

控除額は①又は②の少ない方となります。

| | |
|--------|------|
| ① 配偶者 | 86万円 |
| その他の親族 | 50万円 |

② (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者の人数+1)

～セルフメディケーション税制～

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※)を行う個人が、本人又は生計を一にする配偶者その他の親族の一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を支払った場合、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるとき総所得金額から控除するものです。

(※)健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診

●控除額=(スイッチOTC医薬品購入費-保険金などで補填される金額)-12,000円

※【最高控除額88,000円】

セルフメディケーション税制と従来の医療費控除は同時に適用できません。

(注意)従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するかは、対象者ご自身で選択することになります。

- セルフメディケーション税制を受けるために必要な書類**
- セルフメディケーション税制の明細書
 - ※明細書については国税庁のホームページにある「セルフメディケーション税制の明細書」をダウンロードしてください。
 - (市役所市民税課、各税務事務所、各支所、各申告会場にも用意していますのでご利用ください)
 - 適用を受ける年分において一定の取組(健康診断等)を行ったことを明らかにする書類
 - (結果通知表の写し又は領収書の原本)
 - ①氏名②取組を行った年③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。

※分離譲渡所得、山林所得、雑損控除、寄附金税額控除などについて、ご不明な点がありましたら市民税課までお問い合わせください。

※この手引きは現行の地方税法(令和6年11月現在)に基づいて作成しています。今後税制改正により所得・諸控除等が改正された場合は、市ホームページ等でお知らせします。